

令和 7 年度
第 1 回名寄市保健医療福祉推進協議会次第及び議案書

日時 令和 7 年 6 月 2 0 日（金） 1 5 時 0 0 分～

場所 名寄市総合福祉センター 多目的ホール

1 開会

2 委嘱状交付

3 市長挨拶

4 会長挨拶

5 議事

報告第 1 号 令和 6 年度事業報告及び令和 7 年度事業計画について

①社会福祉課・基幹相談支援センター

②保健センター

③こども未来課

④高齢者支援課・地域包括支援センター

⑤社会福祉事業団

6 その他

7 閉会

名寄市保健医療福祉推進協議会委員名簿

任期：令和6年4月1日～令和8年3月31日
(敬称略)

No.	役職名	氏名	所属団体及び役職名	担当部会
1	会長	眞岸 克明	名寄市立総合病院 院長	
2	副会長	吉田 肇	一般社団法人 上川北部医師会 顧問	
3	副会長	吉川 明男	名寄市町内会連合会 副会長	
4	委員	熊谷 守	名寄市民生委員児童委員連絡協議会 副会長	児童部会
5	委員	笹原 博幸	名寄市民生委員児童委員連絡協議会主任児童委員会 委員長	児童部会
6	委員	上西 靖子	名寄幼児教育・保育振興会 会長	児童部会
7	委員	成田 勇一	一般公募（名寄市身体障害者相談員）	障がい者部会
8	委員	横田 一真	社会福祉法人 名寄みどりの郷 施設長	障がい者部会
9	委員	尾谷 和久	名寄心と手をつなぐ育成会 会長	障がい者部会
10	委員	天野 信二	社会福祉法人 名寄市社会福祉協議会 事務局長	高齢者部会
11	委員	小池 晴行	名寄市風連町高齢者事業団 理事長	高齢者部会
12	委員	田中 吉則	名寄市老人クラブ連合会 会長	高齢者部会
13	委員	角尾 ひとみ	名寄市保健推進委員協議会 会長	保健医療部会
14	委員	山崎 美由紀	名寄市保健推進委員協議会 副会長	保健医療部会
15	委員	結城 佳子	名寄市立大学 副学長	保健医療部会

No.15 名寄市立大学副学長変更により 古牧徳生→結城佳子（R7.4.1～）

報告第1号

令和6年度事業報告及び令和7年度事業計画について

【①社会福祉課・基幹相談支援センター】

1 生活困窮者自立支援事業

平成27年度から必須事業である生活困窮者自立相談支援事業等を開始し、平成28年度には任意事業である家計改善支援事業、平成29年度からは大学と連携して学習支援事業に取り組み、また、令和3年度から就労準備支援事業を開始しました。

・生活困窮者自立相談支援事業・家計改善支援事業・就労準備支援事業（令和6年度実績）

年間相談者数 49人： プラン作成済 4人、プラン未作成 45人

（うち新規 7人： プラン作成済 0人、プラン未作成 7人）

支援終了者数 9人： プラン作成済 2人、プラン未作成 7人

令和7年3月31日現在相談者数

40人： プラン作成済 2人、プラン未作成 38人

・学習支援事業（令和6年度実績）

開催なし

2 第7期名寄市障がい福祉実施計画の進捗状況について

（1）福祉施設入所者の地域生活への移行

・令和6年度から令和8年度の3年間の地域生活への移行目標は、5人と設定。

・令和6年度の実績は、7人。

（2）福祉施設から一般就労への移行

・令和6年度から令和8年度の3年間の障がい者の一般就労への移行目標は、12人と設定。

・令和6年度の実績は、3人。

3 第3次名寄市障がい者福祉計画の進捗状況について

（1）障がい者理解の促進・権利擁護

・手話奉仕員養成講座、要約筆記奉仕員養成講座の開講

・ヘルプマーク、ヘルプカードによる取組

・障がい者の制作した美術作品展「アール・ブリュット展」の開催

・成年後見制度の利用促進

（2）地域生活支援体制の充実（地域生活支援拠点の整備）

・基幹相談支援センター総合相談支援数 実人数435名（令和6年度）

・グループホーム整備数 22棟（令和6年度末）

(3) 就労支援の充実

- ・障害者雇用率（名寄管内：3.07%、全道2.64%、全国2.41%）
- ・障がい者雇用の理解啓発（「しごと講座」の開催：名寄市障害者自立支援協議会主催）

(4) 生活環境等整備の充実

- ・名寄市避難行動要支援者名簿の作成
- ・市民ボッチャ交流大会（名寄市社会福祉協議会主催）への協力

(5) 障がい児の支援の充実

- ・「名寄市特別支援連携協議会」や「名寄地域子ども発達支援推進連絡協議会」等との連携
- ・発達に関する研修会の開催（支援者向け・保護者向け）
- ・発達の遅れや障がいのあるお子さんについて関係機関と連携して相談支援の実施

4 第3期名寄市地域福祉計画における地域福祉の推進について

地域福祉については、「市民みんなが安心して健やかに暮らせるまちづくり」を基本とし、市民相互が支えあいながら生活していける「自立と共生」の地域社会づくりを進めてまいります。

また、災害の発生に備え、防災担当と連携し、福祉関係事業所における災害対策に関する計画や避難行動要支援者に関する個別計画などの取組を進めてまいります。

【②保健センター】

1 名寄市新型インフルエンザ等対策行動計画

北海道は、令和6年7月に国において改定された新型インフルエンザ等対策政府行動計画に基づき、令和7年3月に本計画を改定しました。これを受け、名寄市の行動計画も令和8年3月までに改定を行います。

2 带状疱疹ワクチン助成事業

令和7年4月1日から带状疱疹ワクチンの予防接種費用に助成を開始しました。

接種要件を満たす方に接種にかかる自己負担額として、乾燥組換え带状疱疹ワクチンは1回の接種につき11,000円、乾燥弱毒性生水痘ワクチンは4,500円とし、それ以上にかかる接種料金の金額を助成します。なお、生活保護世帯で対象の方は、全額助成になります。

3 小児インフルエンザ助成事業

令和7年10月からインフルエンザワクチンの予防接種費用に助成を開始します。

中学生以下の小児を対象として、1回の接種につき1,200円を助成します。なお、生活保護世帯で対象の方は、全額助成になります。

名寄市健康増進計画「健康なよろ21(第3次)」主な目標について

分野	項目		第3次策定時	実績値	第3次目標値(中間評価年度)	データソース
			R4	R5	R11(2029年)	
がん	① がん検診の受診率の向上 第2次中間評価H28:胃は50～69歳、肺・大腸・乳がんは40～69歳、子宮頸がんは20～69歳までを対象 第3次策定時R4、第3次目標値R11:胃は50～74歳、肺・大腸・乳がんは40～74歳、子宮頸がんは20～74歳までを対象					
	胃がん	男性	12.1%	—	増加傾向へ	(2)
		女性	11.5%	—		
	肺がん	男性	17.5%	—		
		女性	20.2%	—		
	大腸がん	男性	16.8%	—		
		女性	18.1%	—		
	子宮頸がん	女性	15.1%	—		
	乳がん	女性	20.4%	—		
循環器疾患	① II度高血圧者の割合の減少(160/100mmHg以上の者の割合)		7.6%	6.0%	減少傾向へ	(3)
	② 脂質異常症の減少 (LDLコレステロール160mg/dl以上の者の割合)	男性	5.0%	7.4%		
			女性	12.0%	11.6%	
	③ メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少		432人 (31.6%)	405人 (30.2%)	現状値と比べて25%減	
	④ 特定健康診査・特定保健指導の実施率の向上					
	特定健康診査の実施率		36.8%	38.6%	55.5%	(3)
特定保健指導の実施率		80.6%	85.8%	80.0%		
糖尿病	① 合併症(糖尿病性腎症による年間新規透析導入患者数)の減少		1人	3人	減少傾向へ	(4)
	② 治療継続者(HbA1c JDS6.1(NGSP値6.5%)以上の者のうち治療中と回答した者)の割合の増加		68.2%	63.2%	増加傾向へ	(3)
	③ 血糖コントロール指標におけるコントロール不良者(HbA1c JDS値8.0(NGSP値8.4%)以上)の割合の減少		1.6%	1.3%	減少傾向へ	
	④ 糖尿病有病者(HbA1c JDS値6.1(NGSP値6.5%)以上)の割合の増加の抑制		10.8%	9.9%	減少傾向へ	
栄養・食生活	① 適正体重を維持している者の増加:肥満(BMI25以上)、やせ(BMI18.5未満)の減少					
	30～60歳代男性の肥満者の割合の減少		44.2%	43.8%	減少傾向へ	(3)
	40～60歳代女性の肥満者の割合の減少		24.2%	24.8%	減少傾向へ	
	20歳代女性のやせの者の割合の減少		8.5%	16.0%	現状維持又は減少	(5)
	② 朝食を欠食する子ども(小学6年生)を減らす		2.5%	—	0%	(7)
身体活動・運動	① 運動習慣者(週2回以上30分以上の持続運動で1年以上継続)の割合の増加					
	30～64歳	男性	28.5%	34.0%	増加傾向へ	(3)
		女性	23.7%	26.5%		
	65歳以上	男性	45.5%	44.6%		
		女性	38.8%	39.1%		
② 運動やスポーツを習慣的にしている子ども(1週間の総運動時間が60分以上の小学5年生)の割合の増加		男子89.7% 女子81.6%	93.4% 88.6%		(8)	
飲酒	① 生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合の減少 (1日当たりの純アルコール摂取量が男性40g以上、女性20g以上の者)					
	男性	24.4%(R1)		14.8%	減少傾向へ	(10)
	女性	8.1%(R1)		11.5%		
② 妊娠中の飲酒をなくす		0.0%	0.0%	0%	(11)	
喫煙	① 成人の喫煙率の減少					
	妊娠中の母親		1.9%	2.1%	0%	(11)
	育児中の母親		2.7%	4.9%		
	育児中の父親		34.7%	34.0%	減少傾向へ	
歯・口腔の健康	① むし歯のない3歳児の割合の増加		89.4%	83.9%	80%以上	

(1)人口動態統計 (2)地域保健・健康増進事業報告 (3)特定健診・健康診査 (4)身体障がい者更生医療台帳 (5)妊娠届出時
 (6)公立学校児童等の健康状態に関する調査 (7)全国学力・学習調査 (8)全国体力・運動能力、運動習慣調査 (9)警察庁自殺統計
 (10)生活習慣問診票 (11)4カ月児健診問診票

※網掛けは改善傾向または目標達成項目

【③こども未来課】

1 第3期名寄市子ども・子育て支援事業計画（令和7年度～令和11年度）

令和7年3月に第2期計画の基本理念である「名寄(ここ)で育って、名寄(ここ)で育てよかったといえるまちをめざして」を継続して基本理念とし、第3期計画を策定しました。

実施主要施策及び具体的な取組について、特徴的な施策について報告します。

（一部抜粋）

低年齢児保育の充実	市立認定こども園「あいあい」が開園し、東保育所においても、低年齢児（0歳～2歳）を多く受け入れる体制としました。本年度も保育士の確保を図り、待機児童の解消に向けて、更なる充実を図ります。
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施	保護者の就労要件を問わず、0～2歳児が保育所等で保育を受けられる「乳児等通所支援事業（こども誰でも通園制度）」について、保育士確保に向けた取組の充実など円滑な提供体制の構築に努めます。
子育て相談体制の充実	妊娠期から出産子育てにおける不安や悩みに対して、切れ目ないきめ細やかな相談支援を継続していきます。 また、現在実施している「子ども家庭総合支援拠点事業」と「子育て世代包括支援センター事業」についての見直しを図り、すべての妊産婦・子育て世帯・こどもに対する相談支援を一体的に提供できる「こども家庭センター」の設置に向けて体制等を検討します。
こどもの医療費助成の拡大	これまで未就学児に係る入通院、小学生までの入院にかかる医療費について助成してきましたが、令和2年10月からは小学生までの通院を、令和6年10月から高校生までの入通院にかかる医療費についても助成を拡大してきました。 今後もこどもが安心して医療を受けられるよう、北海道医療助成制度を活用しながら、医療費助成の継続に努めます。

2 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について

これまで保育所では、保護者の就労等により家庭で保育ができないこどもについて、保護者に代わって保育を提供してきました。

また、幼稚園は保護者の就労等の要件に関わらず、満3歳から幼児教育を提供してきました。

令和8年度からは、保護者の就労等によらず、0歳6か月から満3歳未満までのこどもについても、保育所その他の施設に預けることができる「乳児等通園支援事業」が全国一律で実施されることとなりました。

今後、提供体制の整備、利用方法等について検討を行い、令和8年4月1日からの円滑な事業実施に努めてまいります。

3 保育所・幼稚園の入所について（入所児童状況）

施設名	R7. 4. 1 定員(名) ※ () 内は R6 定員	児 童 数			
		R4. 4. 1	R5. 4. 1	R6. 4. 1	R7. 4. 1
【閉所】西保育所	0	76	67	0	0
【閉所】南保育所	0	88	87	0	0
市立認定こども園	150	-	-	151	130
東保育所	60	68	64	35	30
大谷認定（保）	60	74	67	62	67
名寄幼稚園（保）	80(50)	70	79	75	80
風連幼稚園（保）	30	40	41	30	28
カトリック幼稚園（保）	30	-	-	29	27
智恵文保育所	30	7	8	8	5
大谷認定（幼）	35(45)	39	36	32	28
名寄幼稚園（幼）	60(100)	74	60	59	48
風連幼稚園（幼）	15(25)	25	25	21	15
カトリック幼稚園（幼）	45	74	73	46	39
光名幼稚園	60	70	60	56	49
どろんこ保育園	19	15	16	18	16
合計	674	720	683	622	562

※子ども・子育て支援新制度に基づく支給認定を実施している人数

【④高齢者支援課・地域包括支援センター】

1 高齢化率について

	人口	65 歳以上	男	女	高齢化率
R5.3 末現在	25,573 人	8,647 人	3,617 人	5,030 人	33.81%
R6.3 末現在	24,963 人	8,567 人	3,593 人	4,974 人	34.32%
R7.3 末現在	24,379 人	8,429 人	3,510 人	4,919 人	34.57%

2 後期高齢化率について

	人口	75 歳以上	男	女	後期高齢化率
R5.3 末現在	25,573 人	4,946 人	1,910 人	3,036 人	19.34%
R6.3 末現在	24,963 人	5,055 人	1,964 人	3,091 人	20.25%
R7.3 末現在	24,379 人	5,073 人	1,946 人	3,127 人	20.81%

3 介護保険事業状況について（令和 7 年 3 月分月報）（括弧内は昨年同月数値）

要介護（要支援）認定者数	1,763 人	(1,814 人)
居宅介護（介護予防）サービス受給者数	888 人	(854 人)
地域密着型（介護予防）サービス受給者数	232 人	(201 人)
施設介護サービス受給者数	285 人	(291 人)

4 介護人材就労定着支援事業について

市内介護保険事業所において不足している介護人材の確保や離職防止のため、以下のとおり、各種助成・研修事業を実施してまいりました。

<令和 6 年度実績>

- ①介護職員初任者研修受講費用の助成：3 件
- ②介護福祉士実務者研修受講費用の助成：3 件
- ③就職支度金の助成：1 件
- ④介護事業所向け研修会の実施（委託）：4 回

5 生活支援ハウスについて

第 7 期名寄市高齢者保健医療福祉計画・介護保険事業計画より、低所得高齢者向けの住まいとして、「生活支援ハウス」の設置について推進してまいりました。第 8 期、第 9 期計画におきましても、設置に向けた検討を進めておりましたが、軽費老人ホーム（ケアハウス）等の各種入所施設が整備され、低所得者であっても入居できる選択肢が増えてきたという地域の実情を踏まえ、令和 6 年度行政評価、令和 6 年度ローリングを経て、事業の廃止を決定いたしました。

6 介護保険料における基準額の調整について

令和7年度の介護保険料については、令和6年1月から12月までの老齢基礎年金満額支給額が約80.9万円となり、80万円を超えることを踏まえ、第1段階・第2段階・第4段階・第5段階の「公的年金収入金額と合計所得金額の合計」の基準が80.9万円に変更されました。

所得段階	対 象 区 分			基準額に 対する割 合	保険料額 (年額)：円
第 1 段階	・ 生活保護被保護者 ・ 市民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者 ・ 世帯全員が市民税非課税かつ本人年金収入等 80.9 万円以下の人			0.285	18,400
第 2 段階	本人が 市民税 非課税	世帯員全員 が市民税非 課税者	本人の前年の課税年金収入額と合計所得 金額の合計額が 80.9 万円超 120 万円以下 の人	0.485	31,400
第 3 段階			本人の前年の課税年金収入額と合計所得 金額の合計額が 120 万円超の人	0.685	44,300
第 4 段階		世帯員に 市民税課税 者がいる人	本人の前年の課税年金収入額と合計所得 金額の合計額が 80.9 万円以下の人	0.9	58,300
第 5 段階 (基準額)			本人の前年の課税年金収入額と合計所得 金額の合計額が 80.9 万円超の人	1.0	64,800
第 6 段階	本人が 市民税課税者		本人の前年の合計所得金額が 120 万円未 満の人	1.2	77,700
第 7 段階			本人の前年の合計所得金額が 120 万円以 上 210 万円未満の人	1.3	84,200
第 8 段階			本人の前年の合計所得金額が 210 万円以 上 320 万円未満の人	1.5	97,200
第 9 段階			本人の前年の合計所得金額が 320 万円以 上 420 万円未満の人	1.7	110,100
第 10 段階			本人の前年の合計所得金額が 420 万円以 上 520 万円未満の人	1.9	123,100
第 11 段階			本人の前年の合計所得金額が 520 万円以 上 620 万円未満の人	2.1	136,000
第 12 段階			本人の前年の合計所得金額が 620 万円以 上 720 万円未満の人	2.3	149,000
第 13 段階					本人の前年の合計所得金額が 720 万円以 上の人

7 医療介護連携情報共有ICT事業

ICTを活用した医療と介護の情報を関係機関と共有できるシステム「名寄市医療介護連携ICT事業」を令和3年7月より本格稼働しています。令和6年度より名寄消防署もネットワークに参加し、登録情報の確認により救急搬送時の対応や緊急連絡先等関係者への連絡がスムーズとなり、迅速な救急活動につながっています。

登録介護事業所数 43 か所 (前年増減なし)

登録医療機関数 22 か所 （前年比 5 か所）

利用登録者延べ人数 1,945 人 （前年比 285 人増）

※令和 7 年 3 月末時点

【⑤社会福祉事業団】

1 入所施設の現員について

(1) 名寄市特別養護老人ホーム清峰園（定員100名）

単位：名

月		前月末現在 入所者数			異 動						当月末
		男	女	計	男		女		計		
					入	退	入	退	入	退	
3 月	名寄市	21	72	93	0	1	2	1	2	2	93
	他市町村	0	1	1	0	0	0	0	0	0	1
	計	21	73	94	0	1	2	1	2	2	94

(2) 名寄市風連特別養護老人ホームしらかばハイツ（定員80名）

単位：名

月		前月末現在 入所者数			異 動						当月末
		男	女	計	男		女		計		
					入	退	入	退	入	退	
3 月	名寄市	6	41	47	2	0	0	0	2	0	49
	他市町村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	6	41	47	2	0	0	0	2	0	49

※事業団全体での介護職員数が充足していないため、しらかばハイツの入所者数を50名程度としています。

(3) 軽費老人ホーム（ケアハウス）フロンティアハウスふうれん（定員50名）

単位：名

月		前月末現在 入所者数			異 動						当月末
		男	女	計	男		女		計		
					入	退	入	退	入	退	
3 月	名 寄 市	12	32	44	1	0	1	3	1	3	42
	他市町村	0	1	1	0	0	0	0	0	0	1
	計	14	32	45	1	0	1	3	1	3	43

2 職員採用について

(1) 令和6年度入退職状況（介護士）

入職 正職員 2名 準職員 11名（外国人5名含む）

退職 正職員 2名 準職員 5名（外国人1名含む）

(2) 令和7年4月 新採用

介護士 正職員 1名 生活相談員 正職員 1名

(3) 特定技能外国人について

- ・特定技能（介護） 準職員介護士として採用（ネパール人）

令和5年 5月 女性3名

令和6年 6月 女性3名 男性2名

令和6年11月 女性1名退職（千葉県に転出）

- ・特定技能（外食） 準職員調理員として採用（スリランカ人）

令和6年 6月 男性2名

介護士と調理員合わせて9名の外国人が清峰園で勤務しています。

女性介護士は14区に2名、緑丘に3名、男性は介護士2名と調理員2名で旭栄区に居住し、各町内会の地域の行事等にも参加させていただいています。

3 国際協力機構（JICA）草の根技術協力事業について

事業団の高齢者ケアに関する知識や介護技術などを伝え、ネパールでの高齢者に対する知識を普及させるとともに、相互交流活動による絆づくりを目指す事業として、国際協力機構（JICA）との業務委託を締結しています。令和6年11月にはネパールに赴き、現地の高齢者施設などの視察や今後の調査、研修などの打ち合わせを行いました。令和7年2月に現地NGOとの協力の下、ネパールでの事業対象地域である「ナモブッダ市」の高齢者を対象としたアンケートを行い、栄養不足、運動不足や認知症など現地の高齢者の課題が見えてきています。

令和7年5月15日～22日には、ネパールからの研修視察団として、現地NGOの職員と共に事業に携わる看護師や高齢者施設のオーナーなどが名寄を訪れ、高齢者ケアや認知症、介護予防などについて学びました。

事業団の介護士等が持つ技術や知見を伝え、ネパールの高齢ケア体制整備の手助けになるような事業にするとともに、交流を通じた絆づくりを進めてまいります。

4 しらかばハイツの改修工事について

北海道の老人福祉施設等整備事業費補助金を活用し、しらかばハイツの改修工事を行います。4月25日に入札が終了し、計画どおりに進めば、概ね11月末までの工事期間となります。屋根や外壁、給排水等の工事となりますので、利用者さまへの影響が最小限になるよう配慮し、安全に工事が終了できるよう努めてまいります。

○名寄市保健医療福祉推進協議会規則

平成18年3月27日規則第118号

改正

平成22年3月31日規則第20号

平成22年11月12日規則第44号

平成29年12月25日規則第44号

令和2年3月31日規則第28号

名寄市保健医療福祉推進協議会規則

(設置)

第1条 少子・高齢化の進行や核家族化などにより、社会構造が大きく変化する中で、市民が安心して暮らすことができるまちづくりを進めるため、保健・医療・福祉サービスのネットワーク化を図り、総合的な保健医療福祉施策を推進することを目的として、名寄市保健医療福祉推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議会の責務)

第2条 協議会は、豊かな福祉社会の推進と保健医療の機能の充実を促進することを責務とする。

(協議事項)

第3条 協議会は、次の事項について協議し、市長に報告するものとする。

- (1) 保健医療福祉施策の推進に関すること。
- (2) 健康福祉部所管に係る各計画の策定に関すること。
- (3) その他協議会の目的達成に必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 協議会は、15人の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 保健関係者
- (2) 医療関係者
- (3) 福祉関係者
- (4) その他市長が必要と認めた者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に、会長1人、副会長2人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によるものとする。

- 3 会長は、会務を統括し、協議会を代表する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議は必要の都度会長が招集し、会議の議長は会長とする。

(専門部会の設置)

第8条 協議会に次の専門部会を置く。ただし、市長が必要と認めるときは、他に必要に応じた部会を置くことができる。

- (1) 児童部会
- (2) 障がい者部会
- (3) 高齢者部会
- (4) 保健医療部会

2 専門部会の構成は、会長が指名する委員及び関係団体等から推薦された者、公募の経路を経た者等のうちから市長が委嘱する。

3 各部会長は、各専門部会委員の互選によるものとする。

4 専門部会は、協議会から付託された事項について協議する。

5 専門部会は、必要に応じ部会長が招集する。

6 専門部会委員の任期は、審議事項が終了するまでとする。

(委員報酬)

第9条 委員の報酬は、名寄市特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年名寄市条例第43号）を準用する。

(事務局)

第10条 協議会の事務局は、健康福祉部内に置く。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年3月27日から施行する。

附 則（平成22年3月31日規則第20号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年11月12日規則第44号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年12月25日規則第44号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年3月31日規則第28号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

令和 7 年度名寄市保健医療福祉推進協議会事務局名簿

No.	所属部	職名	氏名
1	健康福祉部	部長	馬場 義人
2	健康福祉部	こども・高齢者支援室 室長	倉澤 富美子
3	健康福祉部	次長（社会福祉事業団）	後藤 裕子
4	健康福祉部	社会福祉課 課長	福井 由佳
5	健康福祉部	基幹相談支援センター 所長	鯖戸 貴也
6	健康福祉部	保健センター 所長	菅野 泰正
7	健康福祉部	保健センター 主幹	齋藤 七江
8	健康福祉部	こども未来課 課長	西垣 充孝
9	健康福祉部	こども未来課 主幹	谷口 恭子
10	健康福祉部	地域包括支援センター 所長	山崎 大樹
11	健康福祉部	参事（社会福祉協議会担当）	堀 健太郎
12	健康福祉部	参事（特別養護老人ホーム担当）	木村 百恵
13	健康福祉部	参事（特別養護老人ホーム担当）	宮川 生史
14	風連国保診療所	事務課 課長	滋野 俊一
15	健康福祉部	社会福祉課福祉総務係 係長	小川 達也
16	健康福祉部	社会福祉課福祉総務係 主事	山本 康博